

## 宍粟市クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）募集要項

### 〈趣旨〉

令和6年4月の気候変動適応法の改正に基づき、熱中症による健康被害を防止するため、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定にご協力いただける民間施設を募集します。

### 〈実施内容〉

クーリングシェルターに指定された施設は次の内容を実施します。

- (1) 冷房施設を適切に管理・運用し、休息場所で快適に過ごせる温度とする。
- (2) 店舗の入口等、見やすい場所にクーリングシェルターとわかる案内表示等を掲示する。
- (3) 適切な空間で、一時的に休息できる椅子・ソファ等を設置する。
- (4) 受入可能人数に応じた休息できる空間を確保する。

### 〈応募資格〉

応募資格は市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。

- (1) 適切な冷房設備を有すること。
- (2) 熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、公表されている内容で施設を開放する。
- (3) 熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合でも、可能な範囲で、公表されている内容で施設を開放する。
- (4) 受入可能人数に応じて、一人あたり空間を適切に確保する。
- (5) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること。
- (6) 市とクーリングシェルター指定の協定を締結し、開放する施設名、所在地、開放場所、受入可能人数、開放日、時間等を市の公式サイトで公表に同意すること。

### 〈運用期間〉

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報の運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。

なお、運用できる日及び時間帯は施設の状況に応じます。

### 〈募集期間〉

随時受付

### 〈申込方法〉

申込書に必要事項を記載の上、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法により、宍粟市危機管理課に提出ください。

### 〈手続きの流れ〉

- (1) 市と施設管理者とで協定内容の確認
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表（市公式サイト）
- (4) クーリングシェルターの運用開始

### 〈その他〉

- (1) 冷房設備の電気代等、クーリングシェルターの開放に必要な経費は各施設の負担となります。
- (2) クーリングシェルターを利用した市民等が、施設に損害をあたえた場合であっても、市は損害賠償の責任を負いません。
- (3) 公序良俗に反する、趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターと指定されない場合があります。
- (4) 熱中症特別警戒アラートが発表された場合、しそ防炎ネットにより周知しますので、登録をお願いします。

### (申込み・問合せ先)

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

宍粟市役所 危機管理課

TEL : 0790-63-3119

FAX : 0790-63-3064

メール : kikikanri-kk@city.shiso.lg.jp